

子会社株式の一部売却の会計処理における論点

「連結財務諸表に関する会計基準」の改正を手がかりとして

上 田 晋 一

1. 問題の所在
2. 非支配株主持分の位置づけと当期純利益概念
3. 2011年基準における損益処理
4. 2013年基準における資本処理
5. 連結計算の課題（結びにかえて）

1. 問題の所在

我が国の連結財務諸表作成のための基準である企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」が2013年に改正された（以下、2013年基準）。この2013年基準では、連結財務諸表における当期純利益の考え方が改められるとともに、少数株主持分は非支配株主持分と新たな名称が付されることとなった¹⁾。さらに、支配獲得後の資本連結手続についても大幅に変更されるなど、改正後基準は、1997年公表の「連結財務諸表原則」で採用され、2008年公表の「連結財務諸表に関する会計基準」（2010年および2011年に部分的改正²⁾：以下、2011年基準）においても踏襲されていた親会社説の考え方を転換する大規模なものとなっている。

特に、子会社株式の追加取得、支配が継続する場合における子会社株式

- 1) 他の企業の議決権の過半数を所有していない株主であっても他の会社を支配し親会社となることがあり得るため、より正確な表現とするためであるとされている（企業会計基準委員会、2013a, par.55-2）。
- 2) 2008年公表の基準では、連結財務諸表原則で認められていた部分時価評価法が廃止され、2010年の改正は包括利益の表示基準の導入に伴う改正が、2011年の改正は主に特別目的会社の連結に対応するための改正が行われた。

の一部売却および子会社の時価発行増資等の非支配株主との取引に関する取り扱いについて、従来の損益処理から資本処理へと変更がなされたことは、連結計算への影響が大きいものと考えられる。非支配株主との取引を資本取引とみなす考え方は、非支配株主持分を資本の構成要素とする経済的単一体説と整合的な処理であると主張されてきたが³⁾、2013年基準では非支配株主持分が明確に資本として位置づけられているわけではない。またのれんの計上に関しても親会社の子会社への投資を限度とする購入のれん方式が踏襲されている。2013年基準が定める連結の原則と手続きが異なる基礎概念と計算体系を念頭に置いているのかについては大いに検討の余地が残されている。

本稿では、連結会計の計算構造体系を解明するための研究の一助として、その会計上の取り扱いに争点がある持分変動（非支配株主との取引）の会計処理のうち子会社株式の一部売却を対象として、2011年基準と2013年基準が定める会計処理を分析する。

2. 非支配株主持分の位置づけと当期純利益概念

本稿では設例をベースとする分析を行うが、次節以降で行う持分変動処理の検討のための前提として、この節では日本基準における少数株主持分（非支配株主持分）の位置づけと当期純利益の考え方を確認する。そのためまず支配獲得日と支配獲得後におけるごく素朴な計算設例を示し、次に2011年基準と2013年基準における表示区分の定めに従って連結精算表を示す。

3) たとえばFASB(1991)等における連結基礎概念の説明を参照。非支配株主持分(少数株主持分)の位置づけと親会社説および経済的単一体説との関係や代表的論者の紹介、ならびにIFRSにおける取り扱いについては上田(2008)を参照。持分変動差額の処理に関する主に米国文献における記述を網羅的に調査したものとしては二村(2012)を参照。

子会社株式の一部売却の会計処理における論点

設例 1

P 社は、20X3 年 12 月 31 日（決算日）に S 社の発行済株式の 70% を 10,000 千円で一括取得し、S 社に対する支配を獲得した。同日における P 社と S 社の貸借対照表を示せば、それぞれ次の通りである。

P 社貸借対照表 (単位:千円)				S 社貸借対照表 (単位:千円)			
諸 資 産	190,000	諸 負 債	100,000	諸 資 産	16,000	諸 負 債	10,000
S 社 株 式	10,000	資 本 金	30,000	土 地	4,000	資 本 金	3,000
		資本剰余金	30,000			資本剰余金	3,000
		利益剰余金	40,000			利益剰余金	4,000
	<u>200,000</u>		<u>200,000</u>		<u>20,000</u>		<u>20,000</u>

なお S 社の諸資産および諸負債の時価を算定したところ、土地は 6,000 千円であったが、その他の諸資産および諸負債の時価については帳簿価額と同じであるものとする。

支配獲得日における資本連結の手續に関しては、少数株主持分の名称変更部分を除き、2011 年基準と 2013 年基準との間に変更はない。まず、子会社となった S 社の資産および負債のすべてを支配獲得日の時価により評価する方法（全面時価評価法）により評価する（企業会計基準委員会、2011, par.20）。これにより計上される土地の評価差額（=6,000 千円 - 4,000 千円）は、一種の評価替剰余金として子会社資本の構成要素となる。

（借）土 地 2,000* （貸）評価差額 2,000

* 単位：千円（以下同様）

上記の連結仕訳をしたのち、親会社 P 社の S 社に対する投資（子会社株式）と、これに対応する S 社の資本とを相殺消去し、消去差額が生じた場合にはこれをのれんに計上するとともに、S 社の資本のうち P 社に帰

属しない部分を少数株主持分（非支配株主持分）として処理する（企業会計基準委員会，2011, pars.23-27）。ここでは2011年基準ベースの名称で仕訳を示すと次の通りである。

(借) 資本金 3,000	(貸) 子会社株式 10,000
資本剰余金 3,000	少数株主持分 3,600 ^{*2}
利益剰余金 4,000	
評価差額 2,000	
のれん 1,600 ^{*1}	

*1 $10,000 - (3,000 + 3,000 + 4,000 + 2,000) \times 70\%$

*2 $(3,000 + 3,000 + 4,000 + 2,000) \times 30\%$

支配獲得日に以上の連結仕訳が行われ，連結貸借対照表が作成されたものとして，次に，1連結会計期間経過後の連結貸借対照表と連結損益計算書の作成のための連結仕訳を示す。

設例2

設例1の支配獲得日から1会計期間が経過した20X4年12月31日（決算日）におけるP社およびS社の貸借対照表ならびに損益計算書はそれぞれ下に示すとおりである。

P社損益計算書 (単位:千円)				S社損益計算書 (単位:千円)			
20X3年1月1日から20X4年12月31日				20X3年1月1日から20X4年12月31日			
営業費用	190,000	営業収益	205,000	営業費用	19,000	営業収益	20,500
当期純利益	15,000			当期純利益	1,500		
	205,000		205,000		20,500		20,500

子会社株式の一部売却の会計処理における論点

P 社貸借対照表			S 社貸借対照表		
20X4年12月31日 (単位:千円)			20X4年12月31日 (単位:千円)		
諸 資 産	210,000	諸 負 債	105,000	諸 資 産	18,000
子会社株式	10,000	資 本 金	30,000	土 地	4,000
		資本剰余金	30,000		
		利益剰余金	55,000		
	220,000		220,000		22,000
					22,000

P 社および S 社の利益剰余金の増加要因は当期純利益のみであり、当期において P 社と S 社の間での内部取引はない。なお、のれんは定額法により 20 年で償却するものとする。

連結仕訳に関する一般的な説明に従えば、それらは会計帳簿ではなくすべて連結精算表上で行われる。したがって、支配獲得日以降の決算日に連結財務諸表を作成する場合には、前期までに行われた連結仕訳（設例 1 における仕訳 および ）のすべてを改めて行う必要がある。

しかし、前期までに行われた連結仕訳にかかわる前期の資本金、利益剰余金、少数株主持分はそれぞれ、連結株主資本等変動計算書における「期首残高」欄に計上されている。そこで、支配獲得後において連結財務諸表を作成するための便宜として日本において一般的にみられる説明は、次に示すいわゆる開始仕訳を連結精算表に記入することである⁴⁾。

* (借) 土 地	2,000	(貸) 評 価 差 額	2,000
* (借) 資本金期首残高	3,000	(貸) 子 会 社 株 式	10,000
資本剰余金期首残高	3,000	少数株主持分期首残高	3,600
利益剰余金期首残高	4,000		
評 価 差 額	2,000		
の れ ん	1,600		

4) 日本公認会計士協会が公表する各種の実務指針や日本の監査事務所の実務解

子会社が稼得した当期純利益は、親会社に帰属する金額と少数株主に帰属する金額とに持分比率に応じて配分される。2011年基準に従えば、S社の当期純利益1,500千円のうち、少数株主の持分比率（30%）に相当する金額だけ少数株主損益に配分するとともに、少数株主持分を同額だけ増加させる。

（借）少数株主損益 450 * （貸）少数株主持分 450

* S社の当期純利益1,500×30%

のれんは、日本基準では原則として計上後20年以内に、定額法その他合理的な方法により償却し、償却費は連結損益計算書において「販売費及び一般管理費」の区分に表示するものとされている（企業会計基準委員会、2013b, par.32）。設例2では20年で償却することから、次の仕訳を行う。

（借）のれん償却 80 * （貸）のれん 80

* $1,600 \div 20 = 80$

以上の一連の連結仕訳に基づき、2011年基準の様式で作成した連結精算表が表1であり、2013年基準の様式で作成した連結精算表が表2である。

2011年基準では、税金等調整前当期純利益に法人税額等を加減して、少数株主損益調整前当期純利益を表示し、これに少数株主損益を加減して、当期純利益を表示するものとされていた（企業会計基準委員会、2011, par.39 (3)）。すなわち、当期純利益はあくまで親会社株主に帰属する金額として算定される。その論拠は、「親会社株主と非支配株主とではリスクとリターンが大きく異なり、親会社株主に係る成果とそれを生み出す原資に関する情報が投資家の意思決定に有用であると考えられる」ためだとされる

説書などにおいて広くみられるやり方である。しかし、連結精算表の作成については権威ある基準において明確に定められているわけではなく、連結においても会計数値の連続性や会計責任の所在の明確化を求める観点からは検討の余地は残されているものと思われる。

子会社株式の一部売却の会計処理における論点

表 1 連結精算表 (20X4年12月31日) 2011年基準

(単位:千円)

勘定科目	個別財務諸表		修正仕訳		連結財務諸表
	P社	S社	借方	貸方	
(連結損益計算書)					
営業収益	(205,000)	(20,500)			(225,500)
その他の営業費用	190,000	19,000			209,000
のれん償却			80		80
少数株主損益調整前当期純利益					(16,420)
少数株主損益			450		450
当期純利益	(15,000)	(1,500)	530		(15,970)
(連結株主資本等変動計算書)					
資本金期首残高	(30,000)	(3,000)	* 3,000		(30,000)
資本金期末残高	(30,000)	(3,000)	3,000		(30,000)
資本剰余金期首残高	(30,000)	(3,000)	3,000		(30,000)
資本剰余金期末残高	(30,000)	(3,000)	3,000		(30,000)
利益剰余金期首残高	(40,000)	(4,000)	* 4,000		(40,000)
当期純利益	(15,000)	(1,500)	530		(15,970)
利益剰余金期末残高	(55,000)	(5,500)	4,530		(55,970)
少数株主持分期首残高				* 3,600	(3,600)
少数株主持分当期変動額				450	(450)
少数株主持分期末残高				4,050	(4,050)
(連結貸借対照表)					
諸資産	210,000	18,000			228,000
土地		4,000	* 2,000		6,000
子会社株式	10,000			* 10,000	0
のれん			* 1,600	80	1,520
資産合計	220,000	22,000	3,600	10,080	235,520
諸負債	(105,000)	(10,500)			(115,500)
資本	(30,000)	(3,000)	3,000		(30,000)
資本剰余金	(30,000)	(3,000)	3,000		(30,000)
利益剰余金	(55,000)	(5,500)	4,530		(55,970)
評価差額			* 2,000	* 2,000	0
少数株主持分				4,050	(4,050)
負債・純資産合計	(220,000)	(22,000)	12,530	6,050	(235,520)

(注1) () は貸方を示す

(注2) 修正仕訳欄に記入した金額の左に付されている丸数字は、本文仕訳の番号と対応

(企業会計基準委員会, 2009, par.17)。

これに対して、2013年基準では、主に国際的な会計基準と同様に連結財務諸表の表示を行うことにより比較可能性の向上を図るべきという意見

表2 連結精算表(20X4年12月31日)2013年基準

(単位:千円)

勘定科目	個別財務諸表		修正仕訳		連結財務諸表
	P社	S社	借方	貸方	
(連結損益計算書)					
営業収益	(205,000)	(205,000)			(205,000)
その他の営業費用	190,000	190,000			190,000
のれん償却			80		80
当期純利益	(15,000)	(1,500)	80		(16,420)
非支配株主に帰属する当期純利益			450		450
親会社株主に帰属する当期純利益					(15,970)
(連結株主資本等変動計算書)					
資本金期首残高	(30,000)	(3,000)	* 3,000		(30,000)
資本金期末残高	(30,000)	(3,000)	3,000		(30,000)
資本剰余金期首残高	(30,000)	(3,000)	3,000		(30,000)
資本剰余金期末残高	(30,000)	(3,000)	3,000		(30,000)
利益剰余金期首残高	(40,000)	(4,000)	* 4,000		(40,000)
当期純利益	(15,000)	(1,500)	80		(16,420)
非支配株主に帰属する当期純利益			450		450
利益剰余金期末残高	(55,000)	(5,500)	4,530		(55,970)
非支配株主持分期首残高				* 3,600	(3,600)
非支配株主持分当期変動額				450	(450)
非支配株主持分期末残高				4,050	(4,050)
(連結貸借対照表)					
諸資産	210,000	18,000			228,000
土地		4,000	* 2,000		6,000
子会社株式	10,000			* 10,000	0
のれん			* 1,600	80	1,520
資産合計	220,000	22,000	3,600	10,080	235,520
負債	(105,000)	(10,500)			(115,500)
資本	(30,000)	(3,000)	3,000		(30,000)
資本剰余金	(30,000)	(3,000)	3,000		(30,000)
利益剰余金	(55,000)	(5,500)	4,530		(55,970)
評価差額			* 2,000	* 2,000	0
非支配株主持分				4,050	(4,050)
負債・純資産合計	(220,000)	(22,000)	12,530	6,050	(235,520)

(注1) ()は貸方を示す

(注2) 修正仕訳欄に記入した金額の左に付されている丸数字は、本文仕訳の番号と対応

を踏まえて、当期純利益は、包括利益と同様に連結集団ベースの金額に改められている。すなわち、当期純利益には非支配株主に帰属する部分も含めるものとされる（企業会計基準委員会，2013a, par.39(3)）。

ただし、親会社株主に帰属する当期純利益については区分して内訳表示をするとともに、貸借対照表の純資産の部の表示区分については、従来と同様に親会社株主に帰属する株主資本のみを株主資本として表示することとしている⁵⁾。その理由は、親会社株主に帰属する当期純利益と株主資本との連繋および親会社株主に係る成果に関する意思決定情報としての有用性に配慮したことが挙げられている（同，par.51-3）。

以上のように、2013年基準は、国際的な基準と同様に企業集団ベースの利益の表示を定めている一方で、「親会社株主の視点」（企業会計基準委員会，2013a, par.51-2）を強く意識した内容となっている。

3. 2011年基準における損益処理

前節の設例をベースに、支配関係が継続する場合における子会社株式の一部売却の会計処理を考察する。まず本節では2011年基準での取り扱いを取り上げる。

設例 3

前節の設例2の同日（20X4年12月31日）に、P社は所有するS社株式の20%（S社発行済株式総数の14%）を2,180千円で売却した。この結果、P社の持分比率は70%から56%に減少し、S社の少数株主の持分比率は30%から44%に上昇した。子会社株式の売却によりP社単体の会計帳

5) 2013年基準では、連結損益計算書に計上される当期純利益と連結貸借対照表に計上される利益剰余金は株主の帰属範囲が異なる。したがって財務諸表の連携の役割を果たす株主資本等変動計算書の様式も問題となる。表2、表4、表5では、利益剰余金期首残高に当期純利益を加算し、非支配株主に帰属する当期純利益を減算し、利益剰余金期末残高を示している。

簿では次のように売却益が計上されている。

(借) 諸資産 2,180 (貸) 子会社株式 2,000*
子会社株式売却益 180

* 10,000 × 20%

P社損益計算書 (単位:千円)		S社損益計算書 (単位:千円)	
20X3年1月1日から20X4年12月31日		20X3年1月1日から20X4年12月31日	
営業費用 190,000	営業収益 205,000	営業費用 19,000	営業収益 20,500
当期純利益 15,180	子会社株式売却益 180	当期純利益 1,500	
<u>205,180</u>	<u>205,180</u>	<u>20,500</u>	<u>20,500</u>

P社貸借対照表		S社貸借対照表	
20X4年12月31日 (単位:千円)		20X4年12月31日 (単位:千円)	
諸資産 212,180	諸負債 105,000	諸資産 18,000	諸負債 10,500
子会社株式 8,000	資本金 30,000	土地 4,000	資本金 3,000
	資本剰余金 30,000		資本剰余金 3,000
	利益剰余金 55,180		利益剰余金 5,500
<u>220,180</u>	<u>220,180</u>	<u>22,000</u>	<u>22,000</u>

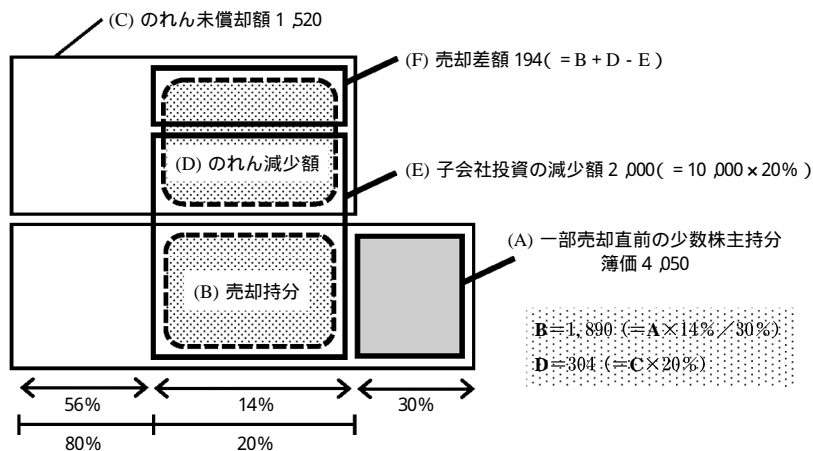
上記の売却処理が行われた後のP社およびS社の個別財務諸表はそれぞれ次に示す通りであるとする。

子会社株式を一部売却した場合、子会社の資本に対する親会社の持分は減少し、少数株主持分は増加する。この場合は、子会社資本のうち売却した株式に対応する持分を親会社の持分から減額し、少数株主持分を増額するものとされている(企業会計基準委員会, 2011, par.29)。

売却による親会社の持分の減少額は「売却持分」と称され、当該売却持分および増額する少数株主持分は、親会社の持分のうち売却した株式に対応する部分として計算し(同,注9)。これと投資の減少額との間に生じた差額は、子会社株式の売却損益の修正として処理するものとされる(同, par.29)。また、のれんについても同様であり、その未償却額のうち売却した株式に対応する額を子会社株式の売却損益の修正として処理することと

子会社株式の一部売却の会計処理における論点

図1 子会社株式の一部売却により生じる差額の測定：2011年基準
(単位：千円)



されている（同、注9）。

以上の規定に従った売却損益修正差額の測定は少々複雑である（図1）。まず、一部売却の直前の少数株主持分の帳簿価額（A）は4,050千円であるが、これをベースに売却持分（B）を求めるとともに、減少するのれんの額（D）をのれんの未償却額（C = 1,520千円）をベースに求める。

$$B = A \times 14\% / 30\% = 1,890 \text{ 千円}$$

$$D = C \times 20\% = 304 \text{ 千円}$$

この売却持分（B）は、支配獲得時のS社資本12,000千円（資本金3,000千円、資本剰余金3,000千円、利益剰余金4,000千円、評価差額2,000千円）の14%と、取得後剰余金1,050千円（= S社当期純利益1,500千円 × 70%）の20%から成る。

次に、上記BとDの合計と、子会社投資の減少額（E = 2,000千円）の差額が、売却損益の修正額（F）となる。

表3 連結精算表(20X4年12月31日)2011年基準:一部売却 (単位:千円)

勘定科目	個別財務諸表		修正仕訳		連結財務諸表
	P社	S社	借方	貸方	
(連結損益計算書)					
営業収益	(205,000)	(20,500)			(225,500)
その他の営業費用	190,000	19,000			209,000
のれん償却			80		80
子会社株式売却損益	(180)		194		14
少数株主損益調整前当期純利益					(16,406)
少数株主損益			450		450
当期純利益	(15,180)	(1,500)	724		(15,956)
(連結株主資本等変動計算書)					
資本金期首残高	(30,000)	(3,000)	* 3,000		(30,000)
資本金期末残高	(30,000)	(3,000)	3,000		(30,000)
資本剰余金期首残高	(30,000)	(3,000)	3,000		(30,000)
資本剰余金期末残高	(30,000)	(3,000)	3,000		(30,000)
利益剰余金期首残高	(40,000)	(4,000)	* 4,000		(40,000)
当期純利益	(15,180)	(1,500)	724		(15,956)
利益剰余金期末残高	(55,180)	(5,500)	4,724		(55,956)
少数株主持分期首残高				* 3,600	(3,600)
少数株主持分当期変動額				450	(450)
				1,890	
少数株主持分期末残高				5,940	(5,940)
(連結貸借対照表)					
諸資産	210,000	18,000			230,180
土地		4,000	* 2,000		6,000
子会社株式	10,000		2,000	* 10,000	0
のれん			* 1,600	80	1,216
				304	
資産合計	220,180	22,000	5,600	10,080	237,396
諸負債	(105,000)	(10,500)			(115,500)
資本金	(30,000)	(3,000)	6,000		(30,000)
資本剰余金	(30,000)	(3,000)			(30,000)
利益剰余金	(55,180)	(5,500)	4,724		(55,956)
評価差額			* 2,000	* 2,000	0
少数株主持分				5,940	(5,940)
負債・純資産合計	(220,180)	(22,000)	12,724	7,940	(237,396)

(注1) ()は貸方を示す

(注2) 修正仕訳欄に記入した金額の左に付されている丸数字は、本文仕訳の番号と対応

子会社株式の一部売却の会計処理における論点

$$\begin{aligned} F &= B + D - E \\ &= 1,890 \text{ 千円} + 304 \text{ 千円} - 2,000 \text{ 千円} = 194 \text{ 千円} \end{aligned}$$

すなわち、当該修正差額は、減少する P 社持分に相当する連結上の帳簿価額 (B + D = 2,194 千円) と、減少する投資 (E) の差額として測定される。連結修正仕訳を示すならば次の通りである。

(借) 子会社株式	2,000	(貸) 少数株主持分	1,890
子会社株式売却損	194	のれん	304

これにより計上される子会社株式売却損は、既に P 社が個別財務諸表において計上した売却益 180 千円とネットされて、連結損益計算書では売却損 14 千円が計上されることとなる。この 14 千円は、子会社株式の売却により受け入れた諸資産 2,180 千円と、減少する P 社持分の連結上の帳簿価額 (B + D = 2,194 千円) の差額である。以上の処理に基づく連結財務諸表の作成を連結精算表で一覧に示したものが表 3 である。

4. 2013 年基準における資本処理

引き続き、支配関係を継続する場合における子会社株式の一部売却の 2013 年基準での取り扱いを検討する。2013 年基準においても、売却した株式に対応する持分を親会社の持分から減額し、非支配株主持分を増額するものとされているが、売却による親会社の持分の減少額 (売却持分) と売却価額との間に生じた差額は、資本剰余金として処理することと改められた (企業会計基準委員会, 2013a, par.29)。

2013 年基準の「本会計基準の考え方について」が示すところによれば、当該基準の公開草案段階では、子会社株式の一部売却等で、親子会社の支配関係が継続しているときは、のれんの未償却額のうち売却した株式に対応する額も、売却持分と同様に売却価額から控除して、これらの差額を資

本剰余金とすることが提案されていた（同，par. 66-2）。

公開草案の立場は、購入のれん方式を採用している現行の日本基準において、のれんは投資原価の一部であり、また、親会社持分相当額しか計上されていないため、他の資産及び負債とは異なり、さらに、のれんの未償却額を減額しないならば、一部売却した親会社持分相当額に対応するのれんの償却費が次期以降にも認識されることとなり、「親会社株主に帰属する当期純利益」が適切には測定されないという考え方に基づくものであった（同，par. 66-2）。

このように、一部売却した親会社持分相当額に対応するのれんを減額するのであれば、資本剰余金として処理される持分変動差額の金額は、前節で求めた14千円と同額である。すなわち、あくまで売却価額2,180千円との差額のみが資本剰余金として処理されることから、図1におけるFのうちS社単体で計上された株式売却益を控除した金額が資本剰余金の減少として処理されることとなる。

*（借）子会社株式	2,000	（貸）少数株主持分	1,890
子会社株式売却益	180	のれん	304
資本剰余金	14		

上記の連結修正仕訳によって、一部売却後ののれんの未償却額はP社持分相当額（1,216千円=C×80%）となる。この処理は親会社持分に見合うのれんを計上する購入のれん方式と整合的ともいえるが、持分変動差額については売却損益の修正ではなく資本処理される（表4）。

一方、2013年基準では、一転して支配獲得時に計上したのれんの未償却額を減額しない処理が採用された。その理由としては、支配関係が継続している限り、償却や減損を除き、のれんを減額すべきではないという見解、のれんの追加計上を禁ずることとした追加取得時の会計処理との整合性を図れないという見解、さらには実務上の負担や、のれんを減額しない

子会社株式の一部売却の会計処理における論点

表4 連結精算表(20X4年12月31日)公開草案:一部売却 (単位:千円)

勘定科目	個別財務諸表		修正仕訳		連結財務諸表
	P社	S社	借方	貸方	
(連結損益計算書)					
営業収益	(205,000)	(205,000)			(205,000)
その他の営業費用	190,000	190,000			209,000
のれん償却			80		80
子会社株式売却損益	(180)		* 180		0
当期純利益	(15,180)	(1,500)	260		(16,420)
非支配株主に帰属する当期純利益			450		450
親会社株主に帰属する当期純利益					(15,970)
(連結株主資本等変動計算書)					
資本金期首残高	(30,000)	(3,000)	* 3,000		(30,000)
資本金期末残高	(30,000)	(3,000)	3,000		(30,000)
資本剰余金期首残高	(30,000)	(3,000)	3,000		(30,000)
資本剰余金当期変動額			* 14		14
資本剰余金期末残高	(30,000)	(3,000)	3,014		(29,986)
利益剰余金期首残高	(40,000)	(4,000)	* 4,000		(40,000)
当期純利益	(15,180)	(1,500)	260		(16,420)
非支配株主に帰属する当期純利益			450		450
利益剰余金期末残高	(55,180)	(5,500)	4,710		(55,970)
非支配株主持分期首残高				* 3,600	(3,600)
非支配株主持分当期変動額				450	(2,340)
				* 1,890	
非支配株主持分期末残高				5,940	(5,940)
(連結貸借対照表)					
諸資産	212,180	18,000			230,180
土地		4,000	* 2,000		6,000
子会社株式	8,000		* 2,000	* 10,000	0
のれん			* 1,600	80	1,216
				* 304	
資産合計	220,180	22,000	5,600	10,384	237,396
諸負債	(105,000)	(10,500)			(115,500)
資本金	(30,000)	(3,000)	3,000		(30,000)
資本剰余金	(30,000)	(3,000)	3,014		(29,986)
利益剰余金	(55,180)	(5,500)	4,710		(55,970)
評価差額			* 2,000	* 2,000	0
非支配株主持分				5,940	(5,940)
負債・純資産合計	(220,180)	(22,000)	12,724	7,940	(237,396)

(注1) ()は貸方を示す

(注2) 修正仕訳欄に記入した金額の左に付されている丸数字は、本文仕訳の番号と対応

表5 連結精算表(20X4年12月31日)2013年基準:一部売却 (単位:千円)

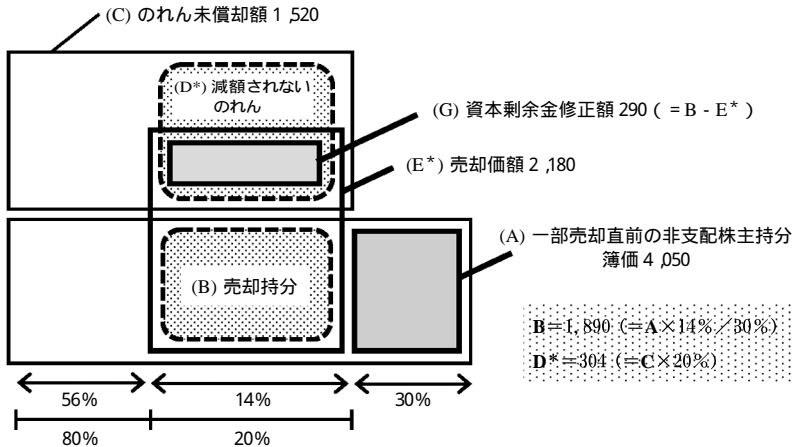
勘定科目	個別財務諸表		修正仕訳		連結財務諸表
	P社	S社	借方	貸方	
(連結損益計算書)					
営業収益	(205,000)	(205,000)			(225,500)
その他の営業費用	190,000	190,000			209,000
のれん償却			80		80
子会社株式売却損益	(180)		** 180		0
当期純利益	(15,180)	(1,500)	260		(16,420)
非支配株主に帰属する当期純利益			450		450
親会社株主に帰属する当期純利益					(15,970)
(連結株主資本等変動計算書)					
資本金期首残高	(30,000)	(3,000)	* 3,000		(30,000)
資本金期末残高	(30,000)	(3,000)	3,000		(30,000)
資本剰余金期首残高	(30,000)	(3,000)	3,000		(30,000)
資本剰余金当期変動額				** 290	(290)
資本剰余金期末残高	(30,000)	(3,000)	3,000	290	(30,290)
利益剰余金期首残高	(40,000)	(4,000)	* 4,000		(40,000)
当期純利益	(15,180)	(1,500)	260		(16,420)
非支配株主に帰属する当期純利益			450		450
利益剰余金期末残高	(55,180)	(5,500)	4,710		(55,970)
非支配株主持分期首残高				* 3,600	(3,600)
非支配株主持分期当期変動額				450	(2,340)
				** 1,890	
非支配株主持分期期末残高				5,940	(5,940)
(連結貸借対照表)					
諸資産	212,180	18,000			230,180
土地		4,000	* 2,000		6,000
子会社株式	8,000		** 2,000	* 10,000	0
のれん			* 1,600	80	1,520
資産合計	220,180	22,000	5,600	10,080	237,700
諸負債	(105,000)	(10,500)			(115,500)
資本金	(30,000)	(3,000)	3,000		(30,000)
資本剰余金	(30,000)	(3,000)	3,000	290	(30,290)
利益剰余金	(55,180)	(5,500)	4,710		(55,970)
評価差額			* 2,000	* 2,000	0
非支配株主持分				5,940	(5,940)
負債・純資産合計	(220,180)	(22,000)	12,710	8,230	(237,700)

(注1) ()は貸方を示す

(注2) 修正仕訳欄に記入した金額の左に付されている丸数字は、本文仕訳の番号と対応

子会社株式の一部売却の会計処理における論点

図2 子会社株式の一部売却により生じる差額の測定：2013年基準
(単位：千円)



こととしている国際的な会計基準における取扱いなどを総合的に勘案したこと等が挙げられている(同, par.66-2)。

この立場では、持分変動差額の測定値が異なってくる。設例3の数値例をベースとすれば、図2に示すとおりである。のれん未償却額のうち親会社持分相当額(D*)は減額されないことから、売却持分(B = 1,890千円)と売却価額(E* = 2,180千円)の差額が資本剰余金の修正額(G = 290千円)となる。

** (借) 子会社株式	2,000	(貸) 少数株主持分	1,890
子会社株式売却益	180	資本剰余金	290

以上のように、のれんを減額しない処理では、仕訳 *とは逆に資本剰余金が増加する結果となる。さらに、持分比率のうえでは非支配株主持分相当額となるD*は、その後の連結会計期間にわたって償却により親会社株主に帰属する当期純利益を負担させる(表5)。

5. 連結計算の課題（結びにかえて）

本稿では、2013年の改正前後の日本の連結基準における子会社株式一部売却の取り扱いに焦点をあてて、損益処理と資本処理のそれぞれの会計分析を行った。2013年基準では「親会社株主の視点」を残しながらも当期純利益が連結集団ベースの概念に改められるとともに、持分変動差額に資本処理が採用されることとなった。従来、この資本処理は、非支配株主持分を連結資本であるとし、支配関係があるという事実が継続される限り親会社持分比率の増減は連結利益計算には無関係であるべきとする考え方に根拠づけられていたはずである。とすれば、売却した持分に対応するのれんを減額するかどうかにかかわらず、かかる資本処理と、親会社持分に帰属する利益計算を重視する指向との折り合いが問題となる。特に、2013年基準ではのれんを減額しない処理を採用していることから、親会社株主に帰属する当期純利益の測定に問題を生じさせている。

純利益を連結集団ベースの数値と定義し、持分変動差額を資本取引によるものとみなすのであれば、非支配株主持分を明確に資本の構成要素とは位置づけていないこと、および非支配株主持分に帰属するのれんを計上しない購入のれん方式を踏襲していることについても、資本と利益の測定に一貫性を確保する見地からは見直されてよい時期に至っているものと考えられる。

ただしその場合のより大きな課題は、連結計算の拠り所をどこに置くかである。資本と利益を親会社株主に帰属する額とし、持分変動差額を損益処理する親会社説の1つの計算原理として考えられるのは、子会社株式の売却を題材に白鳥(2003)で論証されているように、親会社と特定子会社が連結集団の一部を形成している全期間損益（小全期間損益）が各連結会計期間利益の総和に等しくなるという、いわば連結における「合致の原則」が成立していたことであった。それに対し、国際的な基準で示されるよう

子会社株式の一部売却の会計処理における論点

な，連結集団ベースで資本と利益を測定する考え方は，概念上の明快さがある一方で，その計算構造の原理について未解明な部分が多い。今回の改正により日本の連結基準は国際的な基準にきわめて接近したが，その特質についてより広範囲の検討を行わねばならない。

<参 考 文 献>

- 上田晋一 (2008) 「少数株主持分」石川哲郎・北村敬子 (編著) 『資本金計の課題 純資産の部の導入と会計処理をめぐって』中央経済社，pp. 255-277 .
- 企業会計基準委員会 (2009) 「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」企業会計基準委員会 .
- 企業会計基準委員会 (2011) 「企業会計基準第 22 号 連結財務諸表に関する会計基準」企業会計基準委員会 .
- 企業会計基準委員会 (2013a) 「企業会計基準第 22 号 連結財務諸表に関する会計基準」企業会計基準委員会 .
- 企業会計基準委員会 (2013b) 「企業会計基準第 21 号 企業結合に関する会計基準」企業会計基準委員会 .
- 白鳥庄之助 (2003) 「連結子会社株式の売却と資本連結 ()」『経済研究』第 162 号，pp. 9-25 .
- 二村雅子 (2012) 「持分変動差額の会計：取引の捉え方に着目した分析」『産業経理』第 72 巻第 3 号，pp. 93-103 .
- FASB (1991), *Discussion Memorandum, An Analysis of Issues Related to Consolidation Policy and Procedures*, FASB.
- (付記) 本稿は平成 24 年度および平成 25 年度成城大学特別研究助成「国際会計基準の受入によって生じている『会計基準の基礎概念』の変容に関する検討」による研究成果の一部である。